

「携帯端末向けマルチメディア放送等の在り方に関する懇談会報告書」(案)
に対する意見

2008 年 6 月 23 日

総務省情報通信政策局
放送政策課 御中

郵便番号 137-8088

住 所 とうきょうとみなとくだいば
東京都港区台場 2-4-8

氏 名 ほうそうきかく ごうどうがいしゃ
マルチメディア放送企画LLC合同会社

だいひょう よこい りょうすけ
代表 横井 亮介

この度の懇談会報告書案は、放送や通信など関係する方面の様々な提案や意見が幅広く取り入れられ、また、跡地の有効利用策として、事業者の創意工夫が最大限に生かされることが一貫して述べられており、概ね適切であると思われま。

弊社として、マルチメディア放送を実現するという趣旨から、以下の通り、該当する頁や項目ごとに意見を述べさせていただきます。

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意 見
16 頁 28 頁	3 - 4 行 15 行	... 今回、新たな放送に割り当てられることのできる周波数帯域幅は全体で 32.5MHz という制約がある... 14.5MHz という比較的広い周波数帯域幅を、...	アナログ放送の跡地としては 120MHz の帯域があるが、そのうち「放送」に割り当てられたのは 32.5MHz であり、しかもそれが「自営通信」により分断された結果、「全国向け放送」には 14.5MHz という決して広いとはいえない帯域幅の割り当てとなった。今後の制度設計にあたっては、マルチメディア放送が、「新たな放送の実現」として、参入を希望する事業者が既存の地上放送、衛星放送、ケーブル、あるいはインターネットに伍して事業性を確保できるよう、この少ない帯域幅を有効活用するため、事業者の創意工夫が最大限に生かされることを念頭において検討が行われるよう希望する。
17 頁		例えば、事業参入の際の条件にすること等により制度的に確保することも考えられる。	サービスエリアにおける世帯カバー率を高くすることは、有限希少な地上放送の電波の有効利用の点から重要な施策と考えられるが、一方、マルチメディア放送は携帯電話端末が主たる受信機と想定されることから、全国の世帯に普及する地上テ

			<p>レビジョン放送のような基幹放送には該当しないと思われる。また、世帯カバー率の条件が高すぎ、事業性を度外視した設備投資負担となれば、事業者にとっては事業リスクが著しく高くなることが危惧される。</p> <p>「置局について事業者の創意工夫にゆだねることが適当」（23頁）と考えられている通り、世帯カバー率については、免許条件のような法的拘束力の強いものではなく、事業性も考慮にいった努力目標とするよう要望する。</p>
19頁		<p>(1) 複数のチャンネル割当ての要否 イ「全国向け放送」の扱い</p>	<p>「全国向け放送」については、「SFNを用いて単一のチャンネルのみを用いる方法により置局を行うことを前提として、周波数帯域幅を割り当てるのが適当である」とあることは、周波数の有効利用の点から適切な考えである。ただし、世帯カバー率を確保するために複数のチャンネルが必要となった場合の処置として、割り当てた帯域幅の分割や免許の取り消しが言及されている。そのようなことになれば、事業者としては、一定の帯域を以って事業計画を立てて免許申請を行うことから、事業開始前での計画の破綻も懸念される。そこで、記載の通り「一定程度の余裕を見越して」、例えば、事業者の数を最小単位に絞るなど、本事業が順調に立ち上がり推移できるよう期待する。</p>
21頁		<p>(3) V-L O W、V-H I G Hの割当ての考え方</p>	<p>「全国向け放送」への周波数の割当てについて、携帯電話端末での受信を前提とし、携帯電話との関連性の高いビジネスモデルが想定されるということから、V-H I G Hとしたことは妥当であり高く評価される。</p>
23頁		<p>3 新たな周波数割当て方法の検討</p>	<p>置局について、事業者の創意工夫に委ねることが適当とし、そのため、移動系電気通信業務について導入されている認定計画制度を参考にする旨が記載されているが、放送はソフトやサービスがまずあって成立することから、どのようなソフトやサービスであるのかも合わせて総合的に比較審査とすべきではないかと考えられる。</p> <p>また、「こうした仕組みを導入した場合、個々の放送局の免許は、基本的には個別の放送局が他の無線局に悪影響を及ぼさないことを確保する観点から行われること」とあるが、ハード事業者が複数</p>

			<p>で、置局計画が著しく異なる場合、例えば、放送型ネットワークと小セル型ネットワークでそれぞれ構築した場合には、相互の干渉が生じるという課題があることに留意すべきである。認定計画制度による比較審査においては、このような問題について適切な調整と適確な判断を期待する。</p>
27頁		<p>2 参入規律 (1) 参入の枠組み ア ソフト事業</p>	<p>「多様なサービスを実現するためには、1のソフト事業者が多くのチャンネルを有するようになることが適当」「多様で多チャンネルの放送を安定的な事業運営を確保しつつ行うためには、1のソフト事業者に対し、まとまった周波数帯域幅を当てることが求められる」という考え方は、放送に求められる「多様性」について、周波数を細かく分けて多数に免許するというのではなく、1のものに幅広い帯域を与え、それを有効活用させることで成立させるということであり、このメディアの特性を十分に理解した妥当かつ画期的なものであると評価される。</p> <p>一方、今回の割当ての対象となる周波数帯域幅は合わせて32.5MHzしかなく、かつそれがV-L O W (18MHz) とV-H I G H (14.5MHz) にそれぞれ別のメディアとして分離・分別されている。「全国向け放送」には2~4程度の事業者を前提とすることが適当と記載されているが、14.5MHzは仮にガードバンドなしとしても、4で分けると1社あたり3.625MHzになる。マルチメディア放送は新規の事業であり、普及を促進し、ダウンロードなど視聴者のニーズに適ったサービスをハードと一体となってタイムリーに行うには、もっと広い帯域幅が必要であることから、ソフト事業者数を更に絞り込むことが適切であると思われる。</p>

28 - 29 頁		イ ハード事業 (ア)「全国向け放送」の ハード事業者の数	利用できる帯域は 14.5 MHz しかないことから、記載の通り、設備投資の重複回避、周波数の有効活用の観点から、ハード事業者の数は 1 でよいと考える。 仮に、異なる技術方式を採用する 2 つの事業者となった場合には、競争の結果、端末普及は進んでも、それぞれ特定の受信端末での限定利用となると、全体としてのサービスが発展しない恐れもある。これでは、同一サービスを全ての端末が受信できるという利用者の利便性を損なうことになりかねないのではないかと危惧される。
30 頁		ウ ハード・ソフト分離 制度の導入	マルチメディア放送で新たなサービスとして期待されるダウンロード放送は、大小、多種、雑多なコンテンツの集合体となることも想定され、視聴者のニーズに適った最適な編成で送出することが肝要である。 ハード・ソフト分離の制度を導入した場合においても、「ハード事業者は一定の条件の下でソフト事業者となれるように措置すること」は、その運用上、必須の形態であり、実現を強く要望する。
31 頁		(2) 出資規律 ア 放送局に係る表現の自由享有基準 (イ) マルチメディア放送の扱い	新規の放送メディアの円滑な立ち上げには、既存の放送局による、ハード・ソフト両面でのサポートや協力体制があることが不可欠であることは、過去の事例において実証されていることである。 「地上放送として新たに制度化されるマルチメディア放送の円滑な立ち上げを図る観点から、基本的には緩和の方向とすることが適当」と記載されていることは高く評価される。ハードとソフトに分けて免許する場合のあり方も含めて、既存の放送事業者が柔軟にサポートし、新メディアの立ち上げに参画しやすい制度を期待したい。
32 頁		ウ その他の出資規律	「マルチメディア放送はあくまでも新たな「放送」として制度化するものであり、通信による情報配信サービスとは異なる役割が期待されることから、携帯電話事業者による出資について特段の制限を設ける必要はない」と記載されているが、本マルチメディア放送は、放送と通信が一体となった新しい放送であるという趣旨から、携帯電話事業者だけではなく、既存の放送事業者に対しても、同等に、特段の出資制限を設ける必要はないと思

			われる。
33 - 34 頁		3. 事業規律 (1) 番組関係	マルチメディア放送は、「放送」に位置づけられることから、従来の放送と同様のものを基本とすることは理解できるが、「新たな放送」であることから、あまり「従来」にこだわることなく、事業者の自由な活動、創意工夫の芽をそいでしまうことのないよう、柔軟に新たな枠組みを構築することを要望する。
35 頁		(3) 番組関係以外 ア 有料放送・無料放送の別	マルチメディア放送事業者が「無料放送」をどの程度行うかは、記載のとおり原則として事業者に委ねることが適当であることに同意する。普及促進のため、事業者選定の比較審査において「無料放送」を多く確保するものを優遇することは事業者にとって高いリスクを負うことにもなりかねないことから、審査基準の設定にあたっては十分な配慮をお願いしたい。
36 頁		(ア) 利用者の限定	放送事業者がマルチメディア放送の提供相手を正当な理由なく特定の者に限定することは、記載の通り、好ましくなく、できる限り、すべての携帯電話サービスにおいて受信でき、各社とも同水準（キャリア・フリー）の連携した放送サービスが行われるよう強く期待する。 その観点からも、ハード事業者の数はできる限り1とし、かつ技術方式を一本化して、すべての携帯電話会社の端末において本放送を受信できる体制の構築を優先すべきである。
39 頁		エ 端末の普及の施策	「全国向け放送」と「地方ブロック向け放送」が同じマルチメディア放送として、相互に連携しながら、同レベルで普及発展することが望ましく、そのためには、記載の通り、それらの間で、同一の技術方式としてISDB-T系を用いることが極めて有効であると考えられる。
41 頁		国内規格統一の要否 ①	一つの端末で全ての事業者の放送を受信できる事は、放送の発展にとって最も重要な要件である。規格の統一は、利用者の混乱を防ぎ、周波数の有効利用、端末の低廉化を通じて利用者の利益を増大させる大きなメリットがある。今後の審議、審査にあたって最も重要視されなければならない事項と考えられる。
		国内規格統一の要否 ②	放送に複数方式を認める事は、事業者間の競争が

			<p>過度なネットワーク整備や顧客囲い込みに向かい、サービスやコンテンツの開発や競争が劣後するおそれがある。また、周辺産業事業者の開発も、資源を集中できず、リソースが分散されるなど支障をきたすことも心配され、新しいメディア誕生による経済波及効果が十分に得られないことにもなりかねないと考えられる。</p>
4 2 - 4 3 頁		国内規格統一の要否 イ 全国向け放送について	<p>放送方式を複数で商用運用する国は極めてまれであることから、我が国においても早期に一つの方法に統一すべきであり、免許審査の過程においても特に留意されるべき事項である。</p> <p>提案されている技術方式には、基本的に優劣が無いとされているものの、日本の放送のデジタル化の筋道を考えれば、メディア横断的に共通技術が使えること、一つの端末でワンセグや全国向けおよび地方ブロック向け放送など多様なサービスが受けられること、放送送出、コンテンツ制作、端末の低廉化などを勘案した検討が必要である。その観点からも、14.5MHz の限定された帯域幅のマルチメディア放送の技術方式は、ISDB-T系で統一すべきである。</p>
4 4 頁		2 国内規格の定め方	<p>国内規格の定め方に当たっては、他のメディアサービスとシームレスな利用を確保することも重要である。また、端末の裾野の拡がりを考慮した技術規格が求められる。記載された他の要件は全て妥当と考えられ、どれ一つ欠けてはならぬものとする。</p> <p>また、「わが国のICT産業の国際競争力の強化に資すること」という意見は妥当であり、規格化にあたり、国内メーカーが特許など知的財産を多く所有する方式であるISDB-T系が優先されることは、「産業の振興」にも資することになると思われる。</p> <p>放送方式はその国、地域に特有のものであり、言語やコンテンツが違う放送は、通信と違って端末の国際的な共通性はそれほど重要な事項ではないと考えられる。</p>